

## 対象業種一覧（例示）

○日常的に対人販売や対人サービスを行う市内の法人及び個人事業主

業種	例示
小売業	スーパー、呉服店、洋服店、菓子店、パン屋、コンビニエンスストア、自動車販売店（新車・中古車）、自転車店、電気店、家具店、ドラッグストア、ガソリンスタンド、書店、スポーツ用品店、たばこ店、花屋、リサイクルショップ など
飲食・サービス業	食堂、レストラン、割ぼう、料亭、ラーメン店、焼肉店、すし屋、居酒屋、スナック、喫茶店、カフェ、持ち帰り弁当店、宅配サービス店 など
宿泊業	ホテル、旅館、民宿 など
生活関連サービス業	クリーニング店、理容店、美容店、エステサロン、ネイルサロン、リラクゼーション業、旅行業、葬儀屋、結婚式場 など
娯楽業	映画館、ゴルフ場、ボウリング場、フィットネスクラブ、パチンコ、ゲームセンター、カラオケボックス など
道路旅客運輸業	バス、タクシー、河川遊覧船業 など
教育、学習支援業	学習塾、音楽教室、書道教室、生花教室、そろばん塾、外国語会話教室、スイミングスクール、ヨガ教室、料理教室、自動車教習所など
医療・福祉	あん摩・マッサージ業、鍼灸院、接骨院、整骨院、カイロプラクティック業、整体院 など
不動産業、物品賃貸業	不動産仲介、物品レンタル業 など
専門・技術サービス業	法律事務所、司法書士事務所、税理士事務所、行政書士事務所、社会保険労務士事務所、土地家屋調査士事務所、動物病院、ペットクリニック、写真館 など
複合サービス業	簡易郵便局、農業協同組合 など
その他	例示に無い製造業、卸売業、建設業などの皆様も窓口や応接などお客様と接する場所における感染防止対策をしていれば対象となります。詳しくは市へお問い合わせください。

【参考】対象「中小企業」の範囲（中小企業信用保険法第2条第1項より）

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下